

## 地方分権改革の推進に向けた研究会 設置要綱

## (目的)

第1条 人口減少や超高齢化の急激な進展などを背景に、地方が福祉や生活交通など基礎的な社会インフラを展開する上で国の立法による規制が足かせとなっている現状を踏まえ、地域が直面する喫緊の課題解決に向けた処方箋を示すとともに地域のあるべき姿を見据えた地方分権改革議論を喚起するため、全国知事会地方分権推進特別委員会（以下「委員会」という。）に、「地方分権改革の推進に向けた研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 研究会の委員は別紙に掲げる学識経験者及び関係知事をもって構成する。

- 2 前項の委員は、委員会の委員長が委嘱する。
- 3 研究会に座長を置き、委員の中から互選する。座長は会議を主宰する。
- 4 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 関係知事以外の知事は、オブザーバーとして研究会の会議に出席し発言することができる。
- 6 委員に対する報酬及び旅費については、「講師等に対する報酬等に関する取扱方針」の定めるところにより支払う。ただし、知事はこの限りではない。

## (庶務)

第3条 研究会の庶務は、鳥取県及び全国知事会事務局において行う。

## (会議の公開)

第4条 研究会の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

(別紙)

地方分権改革の推進に向けた研究会 委員名簿

〈学識経験者〉

氏名	現職
青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
磯崎 初仁	中央大学法学部教授
大石 眞	京都大学名誉教授
小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員
沼尾 波子	東洋大学国際学部教授

〈関係知事〉

氏名	現職
阿部 守一	長野県知事
平井 伸治	鳥取県知事 (地方分権推進特別委員会委員長)
村井 嘉浩	宮城県知事
湯崎 英彦	広島県知事

(敬称略・50音順)